

## (旧) 特定労働者派遣事業者の皆様へ

### 「労働者派遣事業に係る許可申請説明会」のご案内

平成 27 年 9 月 30 日の改正労働者派遣法により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制へと一本化されました。

ただし、施行日時点で届出により特定労働者派遣事業を営んでいる事業者においては、平成 30 年 9 月 29 日（経過措置期間）までの間は常用雇用される労働者に限って派遣事業を行うことができますが、経過措置期間経過後（平成 30 年 9 月 30 日以降）は労働者派遣事業の許可を受けていないと派遣事業を行うことができなくなります。

引き続き労働者派遣事業を行うためには、労働者派遣事業の許可申請を行う必要がありますが、新規に許可申請を行う場合と同様に様々な許可要件を満たすことが必要となります。

また、平成 29 年 3 月末現在、栃木県内には未だ約 500 事業者が（旧）特定労働者派遣事業の届出を行っているため、平成 30 年の許可申請はかつてない窓口混雑が予想され、それに伴う想定外の混乱が生じる恐れもあります（申請時の待ち時間が長くなるとともに、その後の許可更新申請が同時期となってしまうため、常に混雑時に手続きをしなくてはならなくなります。）。

さらに、経過措置期間の間際に申請され場合、許可要件（資産要件不足、事業所面積不足などの事業所要件の不適合や派遣元責任者講習未受講など）を満たせずに、結果として、許可を得るまでの間、事業の中断を余儀なくされるなどの空白期間が生じてしまうことも予想されることから早目の許可申請をお勧めいたします。

つきましては、経過措置期間経過後も引き続き労働者派遣事業を行おうとする事業者におかれましては、**別紙**[「労働者派遣事業に係る許可申請説明会参加申込書」](#)により早期の参加をいただくようご案内申し上げます。

＜お問い合わせ先＞

栃木労働局 職業安定部 需給調整事業室  
宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎 2F  
TEL 028-610-3556

**※来室の際は必ず事前にご連絡下さい。**

## 平成 29 年度上期労働者派遣事業に係る許可申請説明会のご案内

栃木労働局では、特定労働者派遣事業から許可事業へ移行を検討される事業主の方を対象とした「許可申請説明会」を開催いたします。

労働者派遣事業の概要、許可申請の基準などについて説明するとともに円滑な申請・届出のための記載方法等についてご説明をいたします。

1 会場 栃木労働局 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎

2 開催日

~~（第1回）平成29年 5月18日（木）5階小会議室 各回定員 10事業所~~

（第2回）平成29年 7月11日（火）5階大会議室 各回定員 20事業所

（第3回）平成29年 9月12日（火）5階大会議室 各回定員 20事業所

午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00

午前・午後2回開催となります。

3 申込み

参加を希望する場合は、下記をご記入いただき、FAXにてお申込み願います。なお、誠に申し訳ございませんが、会場の都合等により各回とも定員になり次第締め切ります。また、1事業所につき2名様とさせていただきます。

●申込みされた事業主の皆様においては、当日、会場に直接お越しください。

受付は、開始時間30分前から行います。

### 労働者派遣事業に係る許可申請説明会参加申込書

栃木労働局 職業安定部 需給調整事業室 行

（FAX番号：028-637-8609）

参加希望日	<input type="checkbox"/> <del>平成29年 5月18日（木）</del>	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後
	<input type="checkbox"/> 平成29年 7月11日（火）	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後
	<input type="checkbox"/> 平成29年 9月12日（火）	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後
事業所	名称		
	届出番号	特-09-	
	所在地		
	電話番号		
	出席者名		

●参加希望日・希望時間帯についてチェックをしてください。

● お問い合わせ先 栃木労働局 職業安定部 需給調整事業室  
〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎  
TEL：028-610-3556 FAX：028-637-8609